

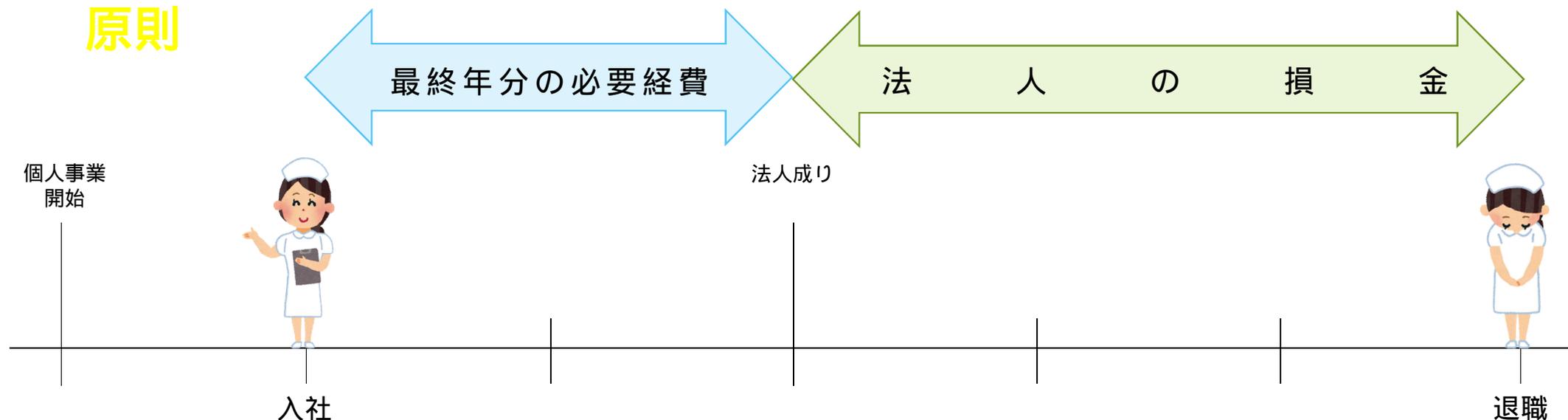
個人事業当時からの使用人に対する退職金 ・ 使用人賞与の損金参入時期

国税庁 No.5220・No.5350

個人事業当時からの使用人に対する退職金 国税庁 No.5220

個人事業を引き継いで設立した会社（法人）が、個人事業の時から在職する使用人（従業員）へ退職金を支給した場合は、原則として個人時代の勤務に対する部分の金額は法人の損金の額には算入されず、個人事業の最終年分の事業所得の計算上、必要経費になります。しかし、**法人設立後相当の期間**が経過した後であるときは、法人の損金の額に算入されます。

原則



個人事業当時からの使用人に対する退職金 国税庁 No.5220

法人設立後相当の期間とは??

特に法律や通達に明記されていません。

実務的には「更正の請求」の期限が5年であることから、

5年以上経っていると個人事業の必要経費に算入できないため法人の損金に算入します。

法人設立後相当の期間が経っていても、個人事業時に白色申告者の事業専従者や青色事業専従者だった人への退職金のうち、個人事業時の期間分は法人の損金にすることができないので注意！！

法人へ個人からの預り金処理

個人事業当時の退職金相当額を法人に支払っておく。

個人事業廃業時点で退職金が必要経費に算入されるため、更正の請求をする必要なし。

法人に支払わず未払経理する際には要注意！！

一時的な未払...必要経費に算入できるものと解される

長期の未払金...必要経費には算入できないものと解される

重加算税を賦課した
裁判事例があります



使用人賞与の損金算入時期 国税庁 No.5350

法人が使用人（従業員）に対して支給する賞与の額は、
区分に応じてそれぞれ次の事業年度に損金に算入します。

なお、使用人に対して支給する賞与の金額には、使用人兼務役員に対して支給する賞与のうち使用人としての職務に対応する部分の金額が含まれます。

（１）労働協定又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与

☞支給予定日又は通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度に損金算入

（２）イ、ロ、ハの要件を全てを満たす賞与

☞使用人に支給額の通知をした日の属する事業年度に損金算入

イ：支給額を各人別に、かつ、支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること。

ロ：イの通知をした金額を通知した全ての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度の終了の日の翌日から１ヵ月以内に支払っていること。

ハ：その支給額につきイの通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

【留意】（３）（１）（２）に掲げる賞与以外の賞与 ☞支払をした日の属する事業年度に損金算入

使用人賞与の損金算入時期 国税庁 No.5350

(1) はそもそも労務協定等で定めた支給日に支払えなかった場合に備えた規定

支給予定日又は通知日に損金経理していれば、その処理が認められます。
ただし、支給予定日又は通知日のいずれか遅い日と縛りがある為、
期末日以前に使用人への支給額の通知をしていることが実務上必須になります！

(2) イの要件に関して・・・

給与規定・賞与規定において、支給日に在職する使用人へのみ
賞与を支給している場合は、通知日基準が使えない！！

期末時点ではまだ債務確定していないことになるため。

<a>使用人に支給額の通知を行ったが、支給日までに退職した者に対して賞与を支給しなかった

規定上、「支給時在職者のみ賞与支給すること」としている法人で、

結果的に期末日以後支給日までに退職者がいなかったため、通知した金額を全額支給した

☞ **どちらの場合でも、未払賞与を損金の額に算入することはできません！！**

<a>において、支給しなかった金額だけ未払計上を否認されるのではなく、**全額が否認**されます。

決算賞与（期末賞与）を出す予定がある場合は、給与規定・賞与規定の内容の確認が必要

使用人賞与の損金算入時期 国税庁 No.5350

(2) 口の要件に関して・・・ 通知した金額通りに支払われているか？！

通知額通りに支払われていない者がいれば、全体の未払計上を否認されます。

(2) 口の要件に関して・・・ 期末から1月以内に支払っているか？！

そもそも期末までに支払うべきものを資金繰りの都合等を考慮して、猶予期間を設けたもの……数日の遅延でも許容されない可能性が高い

(2) 口の要件に関して・・・ 実際に支払われているかどうか？！

否認の事例

- ・ 使用人から賞与額を会社が借入し、借入金処理していた。利息を付しているわけでもない。
- ・ 社債払込みに充てることを条件として賞与を支給した
- ・ 定期預金として会社が管理をしており、各従業員への周知がされていない

通知をしたかどうかは使用人へのヒアリングやワード文書の履歴から発覚することも！

